

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例に規定すべき事項にかかる
パブリックコメントの実施結果について

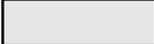
(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例に規定すべき事項について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただいた御意見と御意見に対する市の考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

実施結果

- 1 実施期間 令和2年1月20(月)から令和2年2月19日(水)まで
- 2 意見者数 1人
- 3 意見総数 3件(意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり)
- 4 意見の反映件数 2件

提出された意見と市の考え方

 …反映させた意見

No	意見 (ページ数)	市の考え方
1	<p>[条例の構成について (P 1、3)]</p> <p>条例の目的には、市の責務、その後に関係者(市民、事業者、地域組織および関係機関)の役割を明らかにすると記載されています。</p> <p>さらに基本理念も、市、関係者の順に記載されています。</p> <p>しかし、条例の構成は「関係者の役割」が先に記載され、最後に「市の責務」となっていますが、目的、基本理念の記載からすると「市の責務」が先になるのではないのでしょうか。</p> <p>もし、このまま記載する場合は、目的、基本理念の「市」の記載位置を後にすべきではないのでしょうか。</p>	<p>本条例の目的や基本理念の実現に向け市が果たさなければならない役割は大きいと考えています。市の責務と市が認知症に関する施策を推進するために定める条項との関連性や国の認知症基本法案等を鑑みて、条例の構成については検討します。</p>

No	意見（ページ数）	市の考え方
2	<p>〔認知症の予防等（P 4）〕</p> <p>（1）の本文中、市は「情報発信または啓発活動」を行うものとなっておりますが、この業務は同時に取組まれると思慮されることから、「または」ではなく「および」と表記される方が望ましいのではないのでしょうか。</p>	<p>情報発信と啓発活動は同時に取り組むことが多いと想定されることから、御意見のとおり修正を検討します。</p>
3	<p>〔追加条項〕</p> <p>新たに市と関係者が安心して生活できるまちづくりを目指すとして、市と関係者は認知症施策および取組みに協力する。また連携および協働して取り組むものとされています。</p> <p>こうしたことから、市として取組みを推進する上で、財政措置条項が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>市では、認知症に関する施策について、個別具体的な行動計画を策定し実施しております。今後、さらなる高齢化の進展を見据え、より一層認知症対策を推進していくため、条例の制定とともに、施策を推進していくことを明確にし、必要な財政措置を講ずるよう努めることの規定を検討します。</p>

▼原案への反映について

パブリックコメント実施結果を踏まえ、必要なものについて原案の修正を行います。